

ママと赤ちゃんの  
「あったらうれしい！」  
を考えました。

産後ケア  
事業

産後のママが少しでも  
安心できるように。  
赤ちゃんとの暮らしに  
自信がもてるように。  
ママと赤ちゃんにとって  
「うれしいこと」を  
かたちにするのが、  
「産後ケア事業」です。  
自治体の相談窓口  
お気軽にお問合せ下さい。



こどもまんなか  
こども家庭庁

産後ケア事業として  
これらのサービス  
をご利用いただけます。



宿泊型



通所型



訪問型

ツノハナ  
こども家庭センター TSUNOHANA

(都農町健康管理センター内)

詳細は裏面

☎ 0983-25-1008



# 都農町産後ケア事業のご案内

## 利用できる方

都農町に住民票がある**生後1年未満**※1の赤ちゃんとお母さんで、下記のいずれかに当てはまる方

- 出産や育児疲れから身体や心の調子が優れない※2
- 育児について心配なことや困りごとがある
- 家族などから家事や育児等の援助が受けられない
- 近くに友人等がない／子育て仲間をつくりたい

※1 宿泊型のみ利用できる時期が異なります ※2 医療行為が必要な場合は利用できません



## 産後ケア事業の内容

### 訪問型

対象期間内に10回以内(1日1回:2時間程度)、助産師や看護師等が自宅訪問等で母子のケア(赤ちゃんの体重測定や沐浴支援等)を行います。 ☆自己負担なし

### デイサービス型 (すくすくベビークラブ)

月に2回、育児相談(専門家対応)や親同士の交流を深める場です。ベビーマッサージなどちょっとしたイベントやのんびりティータイムもあります ● ☆自己負担なし

### 宿泊型

町が委託した産科医療機関等に宿泊し、助産師等から以下のような母子のケアを受けることができます。

- ♥ お母さんの身体のサポート
- ♥ お母さんの心のサポート
- ♥ 育児のサポート(沐浴方法、赤ちゃんの発育のこと、授乳のこと等)



<自己負担(1泊あたりの金額)>

生活保護世帯	0円
非課税世帯	2,000円
その他の世帯	5,000円

<委託産科医療機関>

- 県立宮崎病院(宮崎市) 3か月まで
- 渡辺産婦人科(日向市) 寝返りをしない

<対象月齢>

※医療機関によっては別途食費等の支払いが必要な場合があります。

<利用回数> 原則最大6泊7日まで ※宿泊数は小分けにしても構いません

## お申し込み方法

利用希望のある方は、「こども家庭センターTSUNOHANA」までご連絡ください。  
※利用するには申請書の提出、承認通知書が必要となります。

ツノハナ  
こども家庭センター TSUNOHANA (都農町健康管理センター内)  
☎0983-25-1008